

一関第3地区 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成25年2月1日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
一関第3地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	122.70	ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	82.80	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.20	ha
(備考)		

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

今後、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が約13ha前後見込まれ、また、米価の将来が不安であり、農地の受け手の確保が中心経営体に集中すると思われる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者と農事組合法人アグリパーク舞川が担い、米作りと小麦、大豆等の畑作物を集約化して、大規模区画営農とスマート農業で規模拡大する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農地所有者は、原則として、農地を機構に貸付けていき、中心経営体が事情により営農継続が困難になった場合等、農地バンクの機能を活用し、農地の保全管理を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
(2) 新規・特産化作物の導入	米、麦、大豆等の土地利用型作物以外に、収益性の高い野菜、園芸作物の生産に取り組む。
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、地区内の耕作放棄地の状況調査を実施し、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	6 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	82.80 ha	122.70 ha	68 %
今後	98.00 ha	122.70 ha	80 %